

第39回北但行政事務組合議員協議会会議録

平成18年2月10日(金)

開会 午前10時50分

会議に出席した議員(16名)

1番	香美町	山本賢司	2番	香美町	吉田範明
3番	豊岡市	安治川敏明	4番	豊岡市	上坂正明
5番	豊岡市	梅谷光太郎	6番	豊岡市	岡満夫
8番	新温泉町	小林一義	9番	豊岡市	川口匡
11番	豊岡市	吉岡正章	12番	豊岡市	椿野仁司
13番	新温泉町	田中要	15番	香美町	柴田幸一郎
16番	香美町	浜上勇人	17番	豊岡市	升田勝義
18番	豊岡市	森井幸子	19番	豊岡市	谷口勝己

会議に出席しなかった議員(3名)

7番	新温泉町	岡本和雄	10番	豊岡市	熊本善兵衛
14番	新温泉町	宮脇諭			

議事に関係した事務局職員

事務局長 片山正幸
書記 原重喜
書記 長谷川幹人

説明のため出席した者の職氏名

管理者（豊岡市長）	中貝宗治
助役兼総務課長	瀬崎 彊
総務課長補佐兼総務係長	片山正幸
施設整備課長	中奥 薫
施設整備課参事	辻 忠幸
施設整備課参事	谷 敏明
施設整備課長補佐	岩下省一

議事日程

- 第1 一般廃棄物処理基本計画（案）について
- 第2 その他

議事順序

- 1．開 会
- 2．一般廃棄物処理基本計画（案）について
- 3．その他
- 4．閉 会

開会 午前10時50分

議長（谷口勝己） ただいまから第39回議員協議会を開会いたします。

まず、本日の会議に傍聴の申し出がありますが、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） ご異議なしと認めます。よって、傍聴を許可いたします。

次に、本日の会議に欠席届のありましたのは、熊本善兵衛議員、宮脇諭議員、岡本和雄議員であります。

次に、当局より本日の議員協議会資料をお手元に配付しております。

それでは、本日の協議事項について当局より説明を求めます。

管理者。

管理者（中貝宗治） 本会議に続きまして、議員協議会を開催していただき、ありがとうございます。

一般廃棄物処理基本計画案についてご報告申し上げ、議員の皆様のご意見をお伺いしたいと存じます。今回ご報告申し上げます本組合の一般廃棄物処理基本計画の概要、位置づけ等につきましては、本会議の総括説明でご説明申し上げたとおりでございます。

詳細は担当課長が説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（谷口勝己） 施設整備課長。

施設整備課長（中奥 薫） それでは、一般廃棄物処理基本計画案につきましてご説明を申し上げます。

まず、お手元には豊岡市、香美町、新温泉町の計画案の概要版、また本組合計画書の案をお届けしております。この計画では、ごみの排出段階から収集運搬、また中間処理から最終処分までの関係事項について定めております。なお、この計画の1次推計は昨年7月12日にご説明をさせていただきます。

それでは、お手元の基本計画書に沿ってご説明をしていきたいと思ひます。まず、表紙をおめくりをいただきたいと思ひます。この計画書をこれから少しおめくりいただきますが、よろしくお願ひいたします。まず最初に、「はじめに」というところで、この計画の策定の趣旨について書いてあります。

次に、目次となっておりますが、この計画は全体が7章の構成となっております。また、参考資料として汚泥量の検討を添付をいたしております。

次に、1の1ページから5ページまででございますが、第1章では、計画策定の基礎的情報として、構成市町の自然環境、社会環境等地域の概況をまとめてあります。どのような地域から、ごみがどんな形で出てくるのかというふうなことでございます。

2の1ページから26ページまででございますが、第2章では、一般廃棄物の排出実績でございます。第1節で平成6年度から15年度までの過去10年間の行政区域内人口及び収集人口を整理してまとめてあります。2の3ページ、第2節以降では、平成11年度から15年度までの過去5年間のごみ量、ごみ質、ごみの減量化、再生利用、収集運搬、中間処理、最終処分の実績を把握いたしまして

整理し、またそこにございます課題を洗い出しまして、これから立てます計画策定に生かすための検討をいたしてるといふものでございます。

次に、3の1ページ、第3章ですが、ここでは基本方針及び目標年次を定めています。この章では基本計画を策定するに当たっての基本方針、基本目標年次でございますが、本計画では循環型社会の構築を基本理念に、計画期間は平成18年度を初年度とし平成30年度を目標年次とする13年間の計画でございます。なお、今後の社会情勢の変化等に応じ、おおむね5年ごと、また基本計画の選定条件に大きな変動がありました場合には随時見直しを行うものとしております。

次に、4の1ページ、第4章は、一般廃棄物の将来予測の第1次推計であります。4の1ページ、1節では、計画目標年次である平成30年度までの人口予測を行っております。4の3ページからの第2節では、平成11年度から15年度までの過去5年間のごみ排出量の実績をベースに、現状のままのごみの排出が行われた場合の平成30年度までのごみ量、資源化量、処理量、処分量を予測してあります。4の4ページ、5ページ、これがごみ量でございます。4の7ページ、8ページ、9ページが資源化量の予測、4の11ページ、12ページ、13ページが処理量、4の14ページ、15ページが処分量の予測でございます。以上が第1次の推計であります。

次に、5の1ページ、5章は、一般廃棄物の将来予測の第2次推計でございます。第1節では、合併後の人口の将来予測を行い、第2節、5の2ページから7ページまででは、市町の排出抑制、再資源化施策を盛り込みまして、その施策による減量化量を積算をしております。

5の7ページ、おめくりください。表の5の2の4がその集計結果であります。各市町の排出抑制、再資源化施策の効果で、豊岡市では新しい分別区分になります平成22年度から毎年約695トンが減少し、香美町では同じく平成25年度から毎年約121トン、新温泉町では約226トンの可燃ごみが減少していくというふうになっております。5の6ページでは、集団回収量の予測をしております。豊岡市の見込み量では、燃やすごみに混入されてる紙類を集団回収に移すことによりまして可燃ごみを減量し、資源化量を増加させようという施策に基づいて、その数値が加味をされてるといふものでございます。

次に、5の8ページからは、各市町における現在の分別区分に基づくごみの排出量を新しい分別区分に置きかえまして、ごみ量の推計を行っております。その場合の置きかえをいたします、換算をする場合の計算方法、考え方を整理したものが5の10ページでございます。この表の計算方法、また考え方で新しい分別区分に数値を置きかえていってるといふことでございます。

それで今度は、5の11ページは収集ごみ量でございます。5の12ページは直接搬入されるごみ量の予測結果でございまして、これらを合計したものが5の13ページ、この新規分別区分におけるごみ排出量の予測結果ということでございます。この表で広域1市2町のもんをまとめるために、以下、5の14ページから22ページまでそれぞれの市町の予測をいたしてあります。なお、香美町の予測の中では、現在埋め立て処分されています廃プラスチックを焼却することとして可燃ごみに加えられるということにされております。この新しい分別区分におきますごみ排出量の予測をもとにいたしまして、5の24ページは平成25年度以降の新施設におきましての施設でのごみ処理、処分量

の予測結果でございます。この広域の予測結果を出すために、5の25ページ、26ページ、27ページは各市町の予測結果でございます。

この予測結果におきましては、新施設ではごみと汚泥を焼却しますことから、見直しを行いました汚泥量を焼却溶融量に加えています。ちょっと5の24ページでござんください。まず、このページでは、一番上の表の一番上に焼却溶融量、これは焼却溶融する量を決めています。そこに左から直接焼却するものと可燃残渣、破碎をしました後の残渣で燃やすものを可燃残渣、これに汚泥、この3つのものを焼却溶融するということでございます。また、その隣の破碎選別、これは燃やさないごみ等粗大ごみ等を破碎する量を示して、その項目のHの破碎対象、これが合計量を示しております。その隣の選別保管量は、資源ごみ等の選別と保管の量をあらわしてというものでございます。そして、一番右の最終処分量は、最終的に溶融固化物、不燃残渣、清掃土砂等のこれらの最終処分量を求めているというものでございます。もう一度整理しますと、この表で平成25年度の焼却溶融量は、先ほど言いました計の欄の焼却溶融量の計の約4万6,634トン、次に破碎対象量は、その隣ですが、4,170.26トン、そしてその隣の選別保管量ですが、合計3,459.84トンというものでございます。これが、第2次推計でございます。

次のページ以降は、それぞれの市町の推計をいたしたものでございます。

次に、6の1ページの6章ですが、ここではごみの種類別に収集運搬、中間処理、最終処分、資源化としていくわけですが、それぞれの実施主体を定めております。この中で、新温泉町では、ごらんいただきますと一番下に米印の2で書いておりますが、乾電池、蛍光灯以外の資源ごみを現有的リサイクル施設を活用して処理することというふうにいたしております。

次に、7の1ページをおめくりください。7章では、ごみ処理基本計画でございまして、第1節では、排出抑制、再資源化を促進していくために施策を掲げております。次の7の2ページ、3ページでは、その実現に向けましての行政、住民、事業者それぞれの役割を定めまして、その次の7の4ページでは、減量化、資源化の目標値を定めております。少し詳しく申しますと、7の4ページの本文の上から5行目から6行目に、排出量につきましては平成15年度と比較して5%以上減少させることという目標、さらには2行飛んで、総資源化率を24%以上に引き上げることを目標とするというふうに目標を定めております。その下の表、ちょっとごらんをいただきますと、豊岡、香美、新温泉とそれぞれあるわけですが、これらをトータルした広域の欄をごらんいただきますと、大きく集団回収を含まない場合と含んだ場合ということですが、まず含まない場合の広域の平成15年度対平成30年度の比較で見いただきますと、マイナス6.6%ということで排出量が減っております。これは先ほど申し上げましたように、目標を5%以上と設定しておりますので、この目標を達成する計画に内容がなっているということでございます。また、その隣の集団回収も含めましての総資源化率、先ほど24%以上に引き上げるということを目指すと申しましたが、15年度対平成30年度の比較でいえば、26%の総資源化率となって、目標の24%を上回っていくという計画の内容になっております。

それでは次に、7の5ページですが、第2節は、表の7の2の1をごらんください。7の5ペー

ジの一番下ですが、新しい分別区分を定めております、13分別ということで。

次に、7の6ページをおめくりください。ここでは、適正処理に関する事項として収集運搬、中間処理、最終処分の計画を定めていますが、7の7ページでは、それぞれの市町が各区分のごみをそれぞれの主体において収集頻度、収集形態、それぞれ定めているというものでございます。7の7ページのこの表の中で収集運搬の方法を定めますけれども、新温泉町ですが、瓶、缶、新温泉町、一番下の欄でございます。ここに瓶、缶、ペットボトル、新聞、雑誌、OA用紙、段ボール、紙パック、紙製容器包装、プラスチック製容器包装でございます。これらは現有施設において処理される計画となっております。表の一番下の米印のところの2にそのことを書いております。

次に、7の8ページをごらんください。この表は収集運搬計画の量を示していますが、豊岡の、7の8ページをごらんいただきますと、平成21年までと22年のところではちょっと違っていますが、豊岡におきましては22年度から新しい分別区分に移行するというので、21年までの現在の分別区分でいったら収集運搬計画量はこのような数字になると、それが22年以降の新分別区分に移った場合、収集運搬量はこのようになっていくというのがこの表でございます。同じようにお読みいただきまして、次の7の9ページは、香美町と新温泉町が7の10ページにわたっていきますが、この両町は平成24年度から新しい分別区分に移行がされますので、ちょうどそのように表が2つに分かれているというものでございます。

次に、7の12ページでございますが、ここでは新施設におきます中間処理量をまとめております。先ほど2次推計のときに申し上げましたように、もう一度おめくりいただけますか、5の24ページ、これは2次推計値というふうに申し上げましたが、この表の数値に一致するものが7の12ページで、この量を中間処理するというものでございます。ちなみに、7の12ページを見ていただきますと焼却溶融量、これが平成25年以降は汚泥も加えてこの量になっていくと、隣の欄は破碎選別量、隣が資源ごみ等選別保管の量というものでございます。以下、7の13ページ以降は、市町の同様の推計でございます。

次に、7の17ページをごらんをいただきたいと思っております。この7の17ページの下表では、最終処分量を推計をいたしてあります。この量も先ほどの2次推計でまとめました、申しわけありませんあっちこっち行きます、5の24ページの一番最後の最終処分量、この平成25年以降の数値に合致するもので、最終処分量を推計したものでございます。なお、7の16ページの1のほぼ最後の行でございますが、ここに最終処分量の減量の目標数値を最終処分量の50%以上、対平成15年度ですが、削減するという目標を掲げているというものでございます。7の18ページ、19ページは市町の最終処分量の計画量でございます。

次に、7の20ページをごらんをください。先ほど最終処分量の減量目標を50%以上と申しましたが、そのことを確認したものが7の20ページの一番下の表で、広域の欄をごらんいただきますと平成15年度と平成30年度の比較でマイナス64.6%ということで、この計画では目標を達成してということにいたしております。

次に、7の21ページ、第4節でございますが、ここではごみ処理施設整備に関する事項として、

施設整備の工程、目標年次を掲げております。7の12ページの中段に工程、一番下に計画目標年次として、ごみ処理施設平成25年度、リサイクルセンター平成25年度というふうに掲げております。

次に、7の22ページをごらんください。これまでに1次推計、2次推計でごみの量をベースにして最終処分量等を今、推計をいたしてきました。これらをもとに施設整備をしていった場合、どのような施設の規模になるかということをもとめたものが7の22ページ、23ページということでございます。結論から申し上げますと、7の23ページでございますが、ここに一覧表で一番この表の左を見ていただきますと、ごみ処理施設、ごみ、汚泥を焼却します施設でございますが、その欄では、ずっと右に行ってくださいと、施設規模174トン/日ということで、1日の処理能力を174トンということでございます。以下、リサイクルセンターにおきます破碎選別対象量、あるいは保管をいたします場合の廃棄物の能力、こういうものを以下に書いておりますが、リサイクルセンターにおきましては施設規模は37トン/日というふうにいたしております。先ほど管理者から1次推計の約190トンということを申し上げましたが、それが174トンに縮小されたということでございます。

7の24ページ以降は、そのほかのごみの対策について書き上げたというものでございます。

以上がこの一般廃棄物処理基本計画書案の説明でございます。

議長（谷口勝己） 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

3番安治川敏明議員。

安治川敏明議員 報告と質疑の方法について、これは議会みずからが決めることが必要だと思いますけれども、当局にまずお尋ねしておきたいのは、こういうものをきょう出されて、今後の工程との関係でどう考えたらいいのか。きょう質疑した、大体終わったと、ご了解いただいておりますから進めますと、こういうふうにおっしゃるのか。工程との関係では、例えばこれは全然ご報告はないわけでありまして、いきなりきょう説明のなかった豊岡市、新温泉町、香美町の資料も出されておりますが、これはそれぞれの構成市町において検討する必要があると思いますが、それはもう検討済みであるというご了解なのか、これをまずお尋ねしておきたいと思います。

それからもう一つ、きょうの議員協議会に至るやり方についてお答えをいただきたいんですが、議長から本協議会が開かれるという通知を受けまして、議会事務局並びに助役の方にも本計画案が成文化されているなら協議会当日までに配付をして勉強させてもらいたいということを言ったが、精査中であってというのが1週間まだならないんです。かくのごとく大部なものを議員協議会を招集しておきながら精査中であるとは、これは話にならん態度ではないかと。私は、お答えによってでありますけれども、本議員協議会、本日質疑終了ということであるならこれはもってのほかであって、議長においてお諮りをいただき、さらに別の機会に本議会としても議員協議会なり相当の手續を踏むような取り扱いをしないと、今、説明する方もページ間違えるような状況で説明聞いて、さあどうだと、これはむちゃくちゃいう話ではないかと。これは、まだ計画段階であるということではありますが、一体これはどういう過程を経てこんなものが出てきたのか、我々は予算を承認をし

て、委託料を承認したけれども、その間もうほとんど何も聞かされていない。本日ここに至って、いきなりこの大部なものをぼんと出して、さようご承願したいというようなことであるとしたら、これは聞くまでもないと、勝手にしなさいという話になってしまいますから、ちょっとその点、当局のお考えをまずお伺いしておきたい。

議長（谷口勝己） 管理者。

管理者（中貝宗治） 説明が大変まずくて申しわけありませんでした。

まず、この廃棄物処理基本計画は、1市2町と、それから北但行政事務組合の共同作業ということになっております。例えば、現在では豊岡は豊岡市内のごみを豊岡市単独で処理しておりますし、新温泉町も香美町もそうでありますから、ごみ処理基本計画をつくとすればそれぞれの市町単独で済みます。ごみの処理は収集運搬、そして処理とあるわけですが、その全体についてどうするかというのがこの計画ですが、新しい施設については、最後の処理のところを共同作業しておりますので、収集運搬部分についてはそれぞれの市町が独立して計画を定める必要があります。そして、それ運ばれてくるごみを処理する側は1市2町のごみを合算した形で、こういう量の規模のごみ処理施設をつくりますということを書く必要がございますので、先ほど言いましたように、まず基本として1市2町それぞれのごみ処理基本計画があって、その上にそれを合算する形でこの北但行政事務組合のごみ処理基本計画があると、このようにまずご理解をいただきたいと思っております。したがって、前提として、1市2町それぞれのごみ処理基本計画が決まりませんと北但行政事務組合の処理計画は決まらない、こういう構造になっております。

そして、その根っこになる1市2町のそれぞれのごみ処理基本計画は、これはそれぞれの市町で策定される必要がございますので、他の町の状況は私はちょっと把握しておりませんが、例えば豊岡市ですと、豊岡市議会に対して豊岡市のごみ処理、一般廃棄物処理基本計画の案を協議をさせていただき、そのような段取りになってるところでございます。したがって、それぞれの市町において議会とも相談をした上で、協議をした上で市町のごみ処理基本計画が決まって、そしてその上できょうご説明をさせていただいた北但行政事務組合のごみ処理基本計画が定まる、こういうことになります。ただ、議会の日程の順番が逆でございますので、その意味では今回いきなり大部のものをご説明をし、そしてもし1市2町のそれぞれが決まったとすればこうなりますという仮定のもとでのご説明になっている、このことをご理解をいただきたいと思っております。

例えば、最後に申し上げました7の23ページで、ごみ処理施設の表がございます。処理の対象量として日量127.8トンというのが出てきました。これは1市2町それぞれのごみの排出量、持ち込み量を合算すると127.8トンに平成25年度にはなりません、こういう数字です。これをもとに施設の稼働率や調整率を掛けて処理規模、処理能力を計算すると、一番右ですが、1日174トンの炉をつくる必要がありますと、こういうふうにもまずご理解いただきたいと思っております。その127.8トンの積み上げは、豊岡市はこう、そして新温泉町はこう、香美町はこうだというそれぞれの市町でのごみ量というものがそれぞれの基本計画書の中であって、それを足し込むということになります。ですから、実質的にその豊岡のごみ処理量をそれでいいのかとか、香美町、新温泉町はそれでいいのかという

のは、この北但行政事務組合ではなくてそれぞれの市町あるいは市町議会でご議論をいただくと、そういうことになっておりますので、その前提になる部分につきましては、それぞれの市町でしっかり議論をしていただきたいと考えてるところです。

また、今後の工程との関係でいきますと、案にいたしておりますのは、私たちはもうこう決めたと、したがってご承知おきくださいということではなくて、市民生活にかかわる大変重要なことでございます、例えば分別区分が多くなります、それから処理施設が決まりますと、それは市民負担に、あるいは町民負担に直結をいたします。したがって、案という形でお示しをさせていただいて、市町議会、あるいはきょうも限られた時間でありまして、さまざまなご意見をいただいて、修正すべき点があるのかないのか、そのことの判断をさせていただいて最終的な行政当局側の案として固めたい、このように考えてるところでございます。

したがって、大変大部なものをきょう初めてお見せをして意見を言えというのはむちゃだという点についてはおわびを申し上げたいと思いますが、ぜひ今後の市町議会での議論も踏まえて対応してまいりたい、このように考えてるところでございます。

議長（谷口勝己） 3番安治川敏明議員。

安治川敏明議員 本日の議会のこの管理者総括説明、これも大分いろんなことが言われたのでメモする暇がなくて、今休憩時間中に配られたものが多分これは原稿だろうと思うから、これに関連してお聞きをしておきたいと思うのだが。循環型社会形成推進地域計画について申し上げますと、廃棄物処理施設整備に対する国の支援制度は、三位一体改革の中で従来の補助金制度が廃止され、本年度から循環型社会形成推進交付金制度が創設されたと、本組合もこの交付金制度を活用して事業を推進していきたいと、これを交付を受けるためには計画作成が必要であり、かつ、この計画を環境省、県、構成市町、組合が参画する地域協議会で協議し、その後交付申請等の手続を経て交付されることになると、この計画は一般廃棄物処理基本計画に定める数値や考え方を基本に作成すると、こうなっております。

そうすると、これは工程表の中でどの辺になるのか。私、助役にも聞いたんだけど、どうも僕はどこで聞いたんだか忘れちゃったけども、2月中にこの協議会があるんじゃないかというふうだね。10日に、きょう議会があるんだが、その日にはこれ報告していただけるんでしょうねと言ったら、ごちゃごちゃ言って何だかようわからなんだ。それで、きょうは何も報告がない。循環型社会形成推進地域計画について申し上げますというのは聞いたけど、これは一体どういう制度で、どういう協議があって、しかし中には一般廃棄物処理基本計画に定める数値や考え方を基本に作成すると。ところが、本日、今示していただいて、ぼんと出てきて、市長も今、いやいやちょっと無理なことを言ってすまんというごあいさつがあったが、まあそれはそれでよろしいんです。そうすると、各市町でまだこれから協議せんならんと、これ議決事項でもないんだと思うんですね。最終的には、議会というのは予算さえ承認すればそれでいいんだと、あんなのとはもうしたやんかというふうなことになってしまいそうな勢いが本日の管理者説明でありましたからね。だから、私は、これはもしこのごあいさつのとおりであるんなら、今、本協議会でおっしゃった一般廃棄物処

理基本計画が各市町で各市町の分をまず決めて、そしてまたこの議会でも議論をしていく、あるいはまた議会だけでいいかどうか。新分別ですからね、豊岡の事情でいえば、分別収集をできるだけ有効にしようということで袋の有料化もやった。さらに、合併協議会でばらばらだったやつをなるべく一緒にしようということで非常に苦勞をして、しかし市民の大変な協力があって、中貝市長が言うところの20%減量というのを頑張ろうということは、大体そういうふうにいきよるんですな。これは大変いいことで、もっと減らそうというような議論が起きた場合、この処分量でいいかどうかということは、これは真剣に議論せないかんとします。

私たちが有料化そのものはいろいろ意見は言いましたけども、分別収集だとか資源化だとかというのは大変大事なことであって、なるべく焼かない方がいいと、そうしないと地球温暖化防止という大きな計画に沿わないわけがありますから。そうすると、かなりしっかりした議論が必要なんだけれども、一方で環境省、県、構成市町、組合が地域協議会でやって、もう新年度予算には1,000万円のお金もらうということになってる。もらうのはいいいですけどね、もらったら、おまえらこう言ったやないかというようなことで逆に国から今度は責められるというようなことだと困っちゃうからね。だから、この循環型社会形成推進地域計画というのは一体何だということを、きょう本当はちゃんと資料も出して、ご説明願って、これとこれとの関係はどうか。

さらに心配なのは、この中で北但1カ所にしましょうと、上郷ですということをお中で言わないと、環境調査といたってどこを調査するかわからないということになっちゃうわけだから、環境調査だけやっというてむだ遣いしたんかと、こういうふうに会計検査院その他からやられるというようなことにならんようにしようと思えば、一体これはきょう何をご提案になってるのか、これは一つ明確にしていだかないと。12月、豊岡の議会のこと言って申しわけないんだけど、私もこのことについては非常に心配だったもんだから市長といろいろやりとりをして、市長の方からも、例えば上郷立地の問題については一方的にやらないと、とことん話し合うからそんなに心配せんでよろしいという答弁をいただいた。これは非常にいい答弁だったなあと、議会広報にもそのことを一生懸命書いたんです。ところが、国に対しては1,000万円くれと。いや、もう1カ所でやります、そこでやります、環境調査もやりますから、全部で8,000万円かけます。8,000万円かけたけども、あれちょっとまだ決まってえしまへんねやわってなことをね、これはちょっと言いにくい。こんなもらわん方がええ、もっとフリーハンドでいった方がいいという議論だって起きると思う。

これは本議会の新年度予算の議論ですから、これは21日、一般質問のときにやればよいと思いますけども、しかし一般質問やったときにはもう協議会は終わってしまっておると、それでいっちゃったと、あんたはそういうことを言っとななるがというようなことだと話にならへんでしょう。きょう、私は、このことが心配で助役にも早く示してくれということを使ったんだけど、精査中と、精査中、これはえらいもんが出てくるなと思っとなら、本当にえらいもんが出てきて、聞いてもよくわからないという説明でありましたから、熟読、21日までやれということですけど、これも熟読しないと一体何を考えたらいいのかわからないということでもありますので、余計言いましたけども、特に協議会との関係でどう考えたらいいか、お願いします。

議長（谷口勝己） 管理者。

管理者（中貝宗治） まず、きょうこういう場を設けていただいたわけではありますが、もう資料もお示しておりますので、一般質問の中でもぜひさらなるご質問なりご意見を賜れば、このように思います。

それで、ちょっときょうの議題とは離れるわけですが、私の総括説明の中でご説明しました循環型社会形成推進地域計画のことでございます。これは、交付金申請をする場合に一体ごみ処理の計画をどのように考えてるのかって、それを資源循環型の社会をつくるという観点からどのように考えてるかというふうに添付を求められてる資料であるというふうにまずお考えをいただきたいと思っております。添付される添付書類としてのこの計画をつくる際に、基本は要はきょうお話をいたしております一般廃棄物処理基本計画書のいわば要約版であると、このようにもう基本的な性格としてはお考えいただければと思います。したがって、一般廃棄物処理基本計画がまずこれが根っこでありますから、ここのところが決まりませんと循環型社会形成推進地域計画というその添付書類が書けない、こういうことでございます。したがって、その前提となっている廃棄物処理基本計画についての議論を今させていただいてるというふうにご理解を賜りたいというふうに思います。

それから、環境影響調査との関係でも、これはまた一般質問での本来していただくべき議論だと思っておりますけれども、要は特定の場所を私たちが定めまして、上郷にお願いしたいという申し入れをいたしてるところであります。そこで、当然のことながら、いや、風がこちらの方によく吹いてくるがな、そうすると排出された排気ガスというものが家庭の方に向かってくるのではないか、こういった懸念が出てきています。それに対してお答えしようといしますと、実際気流がどんなふうになっているのかということ調べないことにはご懸念ごもっともということなのかどうかも答えようがない。あるいは、その調査結果をもとにこういう工夫をすればご懸念の点はなくなります、いや、やっぱり大変なことでした、そういったことをお話をするためにも、客観的なデータをとらなければいけないということで、環境影響調査というものが法律上義務づけられている、これはもう不可欠な手順でございますので、それとの関連でご説明をさせていただいた、こういうことでございます。

議長（谷口勝己） 3番安治川敏明議員。

安治川敏明議員 ちょっと答弁が漏れてるんだけど、この国その他との協議会はいつですかね。それで、工程の中ではどういうことになるのか。今、添付資料ということをおっしゃった。それで、結局とことん話し合うとおっしゃりながらも、一方では上郷に特定するということを国に対して言うということは、法的にはどうなるのかなと。大体、今まで公共土木事業を伴う大規模環境影響調査を行うと、これについてはもう確定作業の手続というふうになっておりますな。都市計画決定でも、それから北近畿豊岡自動車道でも法線を決めて環境影響調査をやったら、何ぼ意見言っても、大体もう……。

議長（谷口勝己） きょうの議題外。

安治川敏明議員 議題外であったって、あんた、この中に出てくるんだもん。これが添付資料だって

いうからそう言うんですよ。ないんだったらいいですよ。これは協議会と関係ないというんだったらよるしい。これ添付資料とおっしゃった。それだから、だから私はそういう点では一体この協議会いつやるのか、この協議会の性質というのはお金をもらってあとは後くされないのかどうか、このことははっきりしておかないと、これは一般質問の中で行うべきことではあるけれども、添付資料っていう以上は、なぜ添付するかというと交付金をもらうためだということになるんですから、私はこのことについてははっきりしといてもらいたい。さらに、この市町でこれを決めてからこれを決めるというんだけども、そうするとこの組合としてはいつを期限にして決めようとしているのか、この2点、最後お答えいただきたい。

議長（谷口勝己） 助役。

助役（瀬崎 彊） 協議会の件でございます。これにつきましては、目下予定をしておりますのが今月の24日という日にちを設定しております。ここで協議をさせていただいて、そういう方向、いわゆる一般廃棄物処理基本計画に沿ったこういう計画で事業を進めていくことについて国、県の理解を求めていくと、こういう日程に予定をしております。以上です。

議長（谷口勝己） 助役。

助役（瀬崎 彊） したがいまして、その計画を出していくに当たっては、この一般廃棄物処理基本計画が確定をすることが当然前提になるということをおもっておりますので、それまでにぜひご理解をいただきたいと、こういう考えでございます。

議長（谷口勝己） 1番山本賢司議員。

山本賢司議員 山本です。実は、今のお話、やりとりを伺っております、正直言って、どきっとしております。といいますのは、実は昨日、香美町議会の文教民生常任委員会というごみ処理を所管をしております委員会が開かれておるんですけども、その席で、いわゆる本日の資料にもなっておりますけれども、香美町分の概要版というものが報告をされ、若干の質疑があったところであります。その中で、町長が言っておるのは、その委員会のメンバーもですし、その他を含めて、今月の20日ぐらいまで意見があれば、あるいは質疑があれば出してほしいと、可能な限り答えるし、必要な修正、訂正というのは加えると、要するに香美町分、町としてのね、そういうふうに説明をしています。そのことからすると、今、助役から2月の24日に環境省、県、構成市町、組合が参画する地域協議会というものが予定をされておるといふふうに言われるので、これはどうも、もう香美町分についてはこれでそのまま走ってしまうかなと思って、逆にね。20日ぐらいまでは意見求めるよと、こう言いながら、24日というのが設定されてるっていうことは、そのときにはもう各市町の、さらに組合のこの計画が定まっておるもんなりということになるわけでしょう。そうすると、なかなか香美町の計画はもうこれで走るしかないのかなと思って心配になるわけです。そのあたりが一つは今のお話を伺って気になりました。

安治川議員の方から、こんな協議会何じゃいということが言われましたので、私も議会運営委員会の一委員として、正直言って大変申しわけないなあと半分は思いながら、同時に、さらに本日以降、改めてこの内容についての議論をする場が設定できるのかどうか、ぜひとも議長あるいは議会

運営委員会等で検討していただきたいというふうに思います。

幾つかお尋ねをしたいというふうに思いますけれども、まず1つは、この計画といいますが、組合の計画の案、これで18年から30年までの13年間の計画だと、で、5年ごとにこのものは見直しをかけるというふうにしておるわけです。この計画が実は、この組合の唯一の事務であります施設の整備というものの処理能力とかそういう点での根拠になっていくということになるわけですがけれども、日量127.8トンが収集をされて、処理能力としては計算式があって174トンの処理能力を持たせるということになっておるわけですがけれども、そのうち127.8トンのうちに汚泥が幾らあるかっていうと、12.5トン汚泥が入るわけですね。127.8トンのうちの12.5トンは下水道汚泥ですと報告になっている。そうすると、どうでしょう、いわゆる一般廃棄物というか、ごみそのものとしては115トンぐらいになるわけですね。この辺で少し課題にはなれへんのかなあというふうに思ってみたり、現施設が3つの施設でトータルで198トンの処理能力を持っておるということからしても、もちろん管理者はそんなことはもうそれぞれのてめえの町で議論してこいやと、こういう話になるんで、そこそこはいいんですけれども、実際問題なかなか非常に気になる場所なんです。

その上で、この間の議論の中でもDBOでやるということの中で、ざっと設計、建設時からすると22年か23年ぐらいからかなというふうに思うんですけれども、ここに出てくる、この計画に出てくるのは稼働を始める25年、ここが最大だからここを処理能力の基準にしましょうと、以降は減っていきますよと、ごみそのものはね。分別や資源化が進めば、ある意味ではごみの質というのはどんどん、いい悪いという言い方は正しくないと思いますけれども、カロリーの低いごみになっていくというふうに思えるんですね。そこに、なおかつ下水の汚泥が、この計画で見ると平成25年がピークだというふうに表示されておって、あとは人口減のことなんでしょう、汚泥も減り続けるという推計になつてくるんですね。そうすると、ごみ量は低カロリーのものになっていって量も減る。そこへ汚泥を混焼しましょうということで行くと、サーマルリサイクルというか、熱をエネルギーとして取り出しましょうなんていうことになるのかなと。それどころか、エネルギーを取り込まないとちゃんと燃えませんが、一定の温度を確保しようと思ったら加熱し続けなければいけないというふうなことになるはせんのかなと。だから、私は聞いてごっつう気になるんですよ。

いま一つは、この計画書案の7の24、一番おしまいの方……。それで、さっきの話でね、30年までのごみ量が推計されておるわけですがけれども、DBOで契約をするとざっと20年間、40年ぐらいまでかなと、40年か41年かね、要するに31年以降のごみの量というのは、もちろん長期間推計することに意味があるとは思いませんよ、だからこの計画は当初言われたように、5年ごとに見直しをします。それじゃあ、そのDBOによって契約をする20年間の中で、ごみ量が動いたから契約を変更しましょうみたいなことが絶えず行われるということになるのか。20年間なら20年間でトータルでの契約なんだから、そんな簡単には、相手さん、株式会社との契約というのはそう簡単には変えられませんよということになりますのか、そのあたりの考え方はどうなのかなと。どうもごみ量とかごみ質が大きく変わったときには、ここでいえば組合が責任持ちましょうみたいな文言がきのうの香美町議会、常任委員会の資料には出てるんですよ。そうすると、一定のごみ質を確保するために、

ごみを集めて回らんなんというふうなことまで起こりはせんかなという気が私はしておりまして、その辺が一つは聞きたいところ。

それと、いま一つは、さっき言いました計画案の7の24から25にかけて、焼却炉集じん灰ということが示されておいて、幾つかの処理方法はあります。新施設では溶融固化を行う、溶融時の飛灰については薬剤処理していずれも埋め立てるという方針だと示されておるわけですが、先ほどの管理者のあいさつの中では、要するに溶融施設というのは義務ではないよというふうに変わって、選択の幅が広がったと。そこで、外部委託ということについても、予算的な裏づけはないということで、事務方が手元で検討しようということだろうというふうには理解はしましたけれども、現実には美西の焼却施設では外部へ委託して処理をしているという現実もあるわけですし、その辺からするとできないことではないんだろうなというふうには思うのですが、そのあたりで、この計画がいよいよの段になるとまたその辺も含めて変わっていく。もちろん処分場が小さくて済めば必要な用地も少なく、別に4ヘクタール云々じゃなくて別立てで求めるにしても、そういう用地が少なく済む、あるいはそういう造成も必要なくなる、あるいは下手をすると今の岩井の処分場でさらに可能なのかなとも思ったりは、個人的にはしたりするのですが、いずれにしてもそのあたりがどう聞いたらいいのかなということを一つは思いました。

それと、この計画には出てこないのですが、最初にあいさつの中で言われた上郷での役員改選、その後の仮称ということのようではございますが、対策委員会ということを言われた。隣保から1人ずつ、11名でこういう対策委員会を立ち上げるというか、そういうことが承認をされたというのがあいさつの中にあるのですが、この対策委員会の目的だとか、任期ですとか、その辺は組合としてはどんなふうにとらえていらっしゃるのか、そこんところは少し伺っておきたいと思えます。

議長（谷口勝己） 管理者。

管理者（中貝宗治） まず、DBO、公設民営の場合のごみ量の変動についてのご質問が、本日の議題であります計画との関係でありました。それで、私たち今のところこのように考えています。ごみの処理をするに当たって、量が多かろうが少なかろうが必要な固定費的な部分がある。それから、ごみ量が多くなったり少なくなったりすることによってコストが変動するという要素がございますので、仮に公設民営でやるとする場合には、契約の中で固定費と変動費とに分けて、ごみの量が減ればお支払いする委託料というのは減るというふうな仕組みにしたいというふうには考えております。過日、北海道の西いぶりの施設を見てきたんですが、ここが公設民営でやっております、今申し上げたような方式をとっております。したがって、そのような計画ができれば、ごみが減ったら困るからごみをかき集めなければいけないというような事態にはならない。したがって、ごみが多かろうが少なかろうと最低限この費用はお支払いします、そこからは一定の率でもってごみがふえれば委託費が多くなる、あるいは減になる、そういう仕組みをしたいというふうには考えております。

それから、溶融固化施設についての一般廃棄物処理基本計画の中についての記述に関してご質問

がございました。きょうの管理者あいさつの中でも申し上げましたとおり、溶融固化施設を設置しなければいけないという要綱上の義務がなくなりましたので、先ほど言いましたように、これを外部に委託することを検討したいと思っております。まだ検討の段階でありますから、したがって委託することを前提にした計画をつくるわけにはまいりません。あくまで13年度の計画の中では、現時点で生きてる計画としては溶融固化施設をつくるということでございますから、その前提になった一般廃棄物処理基本計画の記述になっております。したがって、今後の検討によって焼却灰でありますとか、あるいはばいじんの処理を外部へ出すということになりますと、きょうお示しをいたしました一般廃棄物処理基本計画書のその部分については改めて変更するという手順を踏むことになります。

溶融固化施設をもうつからない、外部へ委託するとなりますと、その部分についてはもう地元には残らないこととなりますから、議員がご指摘になりましたように、最終処分場の必要な規模がぐっと小さくなります。だけではなくて、例えばどうしても何ぼか発生するダイオキシンといったものは全部外部へ出ていってしまいますので、最終処分をしなければいけないものというのは、例えば壊れた茶わんであるとかといった、いわば皆さんが心配されるようなものは全くないという意味で、質と量という面について大変大きな効果が出てまいりますので、そのことを検討し、もしそのようにすることになった場合には、先ほど来申し上げておりますように、きょうお示しした一般廃棄物処理基本計画書のその部分については変更する、このようにご理解を賜りたいと思います。

上郷の対策委員会の目的なり性格等については、まだ地元の中でさまざまな議論がなされているということがございます。またそれと、きょうの議題ではございませんので、改めて一般質問でご質問いただければと、そのように思います。

議長（谷口勝己） 施設整備課長。

施設整備課長（中興 薫） 今、議員の方からごみ質につきまして、低カロリーになり、また下水汚泥を燃やす場合に助燃が必要ではないか、サーマルリサイクル不可能ではないかということをお尋ねになりました。この点につきましては、今度の計画でごみ量が変わり、またごみ全体に占めます汚泥の割合も大きく変わってきています。現在のところでは、ごみの全体に占めます汚泥の量が約10%でございます。13年度の計画にも書いてありますが、大体ごみ全体の約10%の汚泥量の場合は問題なく混燃できるというふうに現在のところではそのデータを得ておりますので、今後もそれはなお精査していくというふうにしましても、少なくとも助燃は必要ないだろうというふうに考えておるところでございます。

議長（谷口勝己） 暫時休憩いたします。再開は13時。

休憩 午後0時01分

再開 午後1時00分

議長（谷口勝己） ただいまから議員協議会を再開いたします。

1 番山本賢司議員。

山本賢司議員 山本です。管理者に再度伺いたいというふうに思います。

今議論になっております基本計画、これのもとには市町の計画があって、逆にこの計画に基づいて循環型社会形成推進地域計画というものをつくると、その計画を地域協議会で協議をすると、その日程が先ほどもありました2月の24日だと、もうこれでは、議論の余地も何もないということになるのではないんですか。私は、少なくともこの2月の24日という日程設定については白紙に戻す、あるいは延期をするということがなければ、実はもう案とは書いてあるけれども、このまんまで走ってしまうという意思表示でしかないというふうに思えて仕方がないんですけども、いかがですか。

議長（谷口勝己） 管理者。

管理者（中貝宗治） 2月24日までまだ日がございますので、ぜひそれぞれの市町議会において徹底した議論をしていただきたいと、このように思います。

議長（谷口勝己） 質疑ありませんか。

（質疑なし）

議長（谷口勝己） ほかに発言がないようですので……。

管理者。

管理者（中貝宗治） 済みません。きょうの説明、ちょっと補足しておきたいんですが、7の22ページ、7の23ページにおきまして、第2次推計に基づいて焼却炉の能力を174トンというふうにご説明をいたしております。これは1年365日動かすのではなくて、7の22ページの2の1の(2)のところ、書いておりますように旧厚生省通知から280日とするというふうに書いておりまして、1年間280日稼働をするという前提で174トンという数字が出てきております。これはあくまで280日の稼働を前提にしておりますので、仮に1年間300日稼働させることになると174トンよりもさらに小さい炉になります。単純に計算しますと162トンの炉でいいということになります。

実は従前、補助金時代には280日とするということが補助の要綱上定められておりました。これは稼働日数が少なければ少ないほど施設の規模は大きくなります。ごみの量が実は大きくなって時代のことでございましたので、余り小さい炉をつくっておくと将来のごみの量の増加に対応できない、こういうことがございまして280日というふうに決められていた。それで、大き目につくっておけばごみの量がふえても、稼働日数を300日というふうにすればごみ量がふえたとしても対応できると、こういう考え方でございました。

その後、国の方の制度が変わりまして、現在は稼働日数を最低280日というふうルールが変わっておりますので、実際に最終的に炉の規模を決めて公設民営で民間から準PFIのようにプロポーザルを募るときには、事業者によっては300日という提案をしてくる可能性もございます。そうしますと、同じ量のごみを280日で処理する場合よりも、例えば300日とか302日で処理する方が炉の規模は小さくて済みますので、そういった可能性があるということをお含みおきをいただきたいと思えます。現在のこのお示した計画案では280日を前提にして174トンにしてると、このようにご理解を賜りたいと思えます。

議長（谷口勝己） ほかに発言がないようですので、本件はこの程度にとどめたいと思えます。

以上で第39回議員協議会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉会 午後 1 時05分